令和7年9月2日からの大雨により

被害を受けられました皆さまへ

全管協れいわ損害保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和7年9月2日からの大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き(契約のお申込み 及び保険料のお支払い)を、『災害救助法が適用された日』から最大 2 カ月間猶予させてい ただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出くださ い。

≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口:0120-018-216

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
秋田県	北秋田郡上小阿仁村(きたあきたぐんかみこあにむら) 南秋田郡五城目町(みなみあきたぐんごじょうめまち) 能代市(のしろし)	2025年9月2日(火)